

安全保障理事会決議 1852 (2008)

2008 年 12 月 17 日、安全保障理事会第 6048 回会合にて採択

安全保障理事会は、

すべての安保理の従前の関連諸決議、とりわけ決議 1595 (2005)、1636 (2005)、1644 (2005)、1664 (2006)、1686 (2006)、1748 (2007)、1757 (2007)、1815 (2008)、1373 (2001) および 1566 (2004) を想起し、

2004 年 10 月以降のレバノンにおける他のすべての攻撃と同様に、2005 年 2 月 14 日のテロリストによる爆破を最大限非難することを再確認し、およびこれらの攻撃に関与した者は、彼らの罪に対して説明責任を負わなければならないことを再確認し、

決議 1595 (2005)、1636 (2005)、1644 (2005)、1686 (2006)、1748 (2007) および 1815 (2008) にしたがって提出された国際独立調査委員会 (委員会) の報告書 (S/2008/758) を検討し、

レバノン特別裁判所 (裁判所) が 2009 年 3 月 1 日より機能を開始するため完全に軌道に乗っているという事務総長の発表に留意し、

妨害なしに調査を継続し裁判所が任務を開始する時までに移行を完了する目的で徐々に活動、職員および資産をハーグに移譲できるように、2009 年 2 月 28 日まで職務権限を延長するという委員会の要請に留意し、

安全保障理事会が委員会の要請に好意的に返答する希望を表明した、事務総長に対する 2008 年 12 月 4 日のレバノン総理大臣の書簡 (S/2008/764、同封) に留意し、

委員会に対し、その職務権限内におけるすべての事件の調査について、達成し続けているその広範囲にわたる成果と進展を賞賛し、裁判所規程内で、一旦業務を開始し、ラフィク＝ハリリー前首相の死と 2005 年 2 月 14 日の攻撃に関連する他の事件について捜査の継続を引き継ぐ検察局と同様、委員会によるこ

の点でのさらなる進展を期待し、

委員会の活動に対する加盟国の公約を認識し、効果的な捜査と訴追を可能にするために、決議 1757 (2007) に従って、委員会、そして一旦業務を開始した後は、検察局と、加盟国が完全な協力を継続する重要性を強調し、

1. 委員会の報告書を歓迎する。
2. 委員会の職務権限を 2009 年 2 月 28 日まで延長する。
3. この問題について引き続き取り組むことを決定する。